和五年十二月二十二日 四 百 五 + 五 号

公安委員会規則

集会及び集団行進並びに集団示威運動に関する条例施行規則の一部を改正する規則を

令和五年十二月二十二日

岐阜県公安委員会

委員長 林

正

子

集会及び集団行進並びに集団示威運動に関する条例施行規則の一部を改正する規

集会及び集団行進並びに集団示威運動に関する条例施行規則(昭和三十六年岐阜県公

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

別記第二号様式から別記第四号様式までの規定中「※6※羅粂」を「※5※羅粂」に

この規則は、令和六年一月一日から施行する。

告

示

令和五年十二月二十二日

(休日に当たる)

毎週

(金曜日) 発行

令和 5 年12**月**22日 第 号 岐 報 (594)455 阜 県 公 安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 岐阜県告示第五百三十号 Ξ 二指定の目的 森林保全課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。) ついて次の図に示す部分に限る。) 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保 指定の目的 保安林予定森林の所在場所 2 指定施業要件 飛驒市古川町太江字神原二の一二・字一の洞三六四五・三六四六の一(以上三筆に 保安林予定森林の所在場所 令和五年十二月二十二日 土砂の流出の防備 令和五年十二月二十二日 土砂の流出の防備 郡上市八幡町初音字筒井四二八四の一、字アジラ会津四二九五、四二九六 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部 立木の伐採の方法 次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 主伐は、択伐による。 岐阜県知事 岐阜県知事 古 古 田 田 三 指定施業要件 森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。) 保安林予定森林の所在場所 2 3

Ξ 指定施業要件

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

立木の伐採の方法

の図に示す部分に限る。 次の森林については、主伐は、択伐による。 字筒井四二八四の一・字アジラ会津四二九五・四二九六(以上三筆について次

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

岐阜県告示第五百三十一号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

令和五年十二月二十二日

岐阜県知事

古

田

二五七二の一、字下向山三八二四 郡上市高鷲町鮎立字下向二五六三の四 (次の図に示す部分に限る。)、二五七一の一、

指定の目的

土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

類の道 種路

路 線 名

X

閰

別前変区 後更域

ルジト

· ルシート・ 延

> 備 考

員敷 地の幅

長

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部 次のとおりとする。

森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百三十二号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、令和五年十二月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維

令和五年十二月二十二日

J.		類の道 種路		
神	長	路		
岡	倉泉	線 名		
平一七九四番地先地内	山市上宝町吉野字	区間		
後	前	別前変区 後更域		
10.0	7 7 22	ル (メート ト 幅		
二· 六	二 六	ル _{(メート} ト長		
		備		
		考		

岐阜県知事 古 田

岐阜県告示第五百三十三号

次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路の区域を

持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、令和五年十二月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維

令和五年十二月二十二日

岐阜県知事 古

田

県道

大揖池 斐 野川田 線

同

一〇六三番地先まで郡同町同字同

後

= = = ?

三 |-| | |

庫野一一○二番一地先か 揖斐郡揖斐川町清水字兵

前

 $\overline{\circ}$ 弄^季

三 |-| | |

岐阜県告示第五百三十四号

用を開始するので告示する。 **道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供**

持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、令和五年十二月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維

令和五年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田

県道	類の道 種路
上 関 野 線	路線名
二七九三番一地先まで 「一市大字同 字大明神下同 市大字同 字大明神下 字大明神下	区間
九 四 •	ル (メー ト長
令 三 三	の期日
学和 九 三	ほ示変決(備 か年更定区)月の又域 日告はの考

岐阜県告示第五百三十五号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

なお、 その関係図面は、令和五年十二月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維

持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田

類の道 種路			
路 線 名			
名区			
ル (延) メ ー ト長			
の期日			
ほ示変決(備 か年更定区)月の又域 日告はの考			

岐阜県告示第五百三十六号

とおり告示する。 規定により電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定により次の 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の

令和五年十二月二十二日

岐

岐阜県知事 古 田

県道	類の道 種路				
国古	路				
府川 線	線名				
地先まで 市同 町金森町五番 地の 市同 町金森町五番	区				
一地	間 				
五七○• ○	ル (延) メー ト長				
	' ~				
 -	部指				
上下線	部指定				
上下線	部指 定 分の				
上下線	部指定				
上下線	部指 定 分の				

岐阜県告示第五百三十七号

律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項の規定によ 指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法 土砂災害警戒区域の指定 (平成十九年岐阜県告示第二百五十四号) のうち次の区域の

令和五年十二月二十二日

り告示する。

岐阜県知事

古

田

袖 ヶ 洞	区
洞	域
	o o
	名
	称
(次の図 高山市国	指
の図に示すとおりとする。市国府町桐谷	定
おりとする	Ø
%)	区
	域
土石流	現象の種類原因となる自然

所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務

岐阜県告示第五百三十八号

告示する。 定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律第五十七号) 第七条第六項において準用する同条第四項の規定により 土砂災害警戒区域の指定 (平成二十五年岐阜県告示第百七十号) のうち次の区域の指

令和五年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田

急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	н	Ť	本町	高山市上岡本町8丁目	同山	<u></u>		'	ンブ草1	シナ
現象の種類原因となる自然	区域の表示	地	在	所	域の	X	称	名	の	域	X

「次の図」 は 省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務 (597)

X

域 の 名 称 X

域 の

所 在

地

所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百三十九号

いて準用する同条第四項の規定により告示する。 岐阜県告示第二百九十一号) のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項にお 第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定 (平成二十六年 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律

令和五年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田

袖	区
袖ヶ洞	域
	Ø
	名
	称
高山	区
高山市国際	域
府町桐	Ø
桐谷	所
	在
	地
次の図のとおり	関する事項では、区域の表示及
土石流	現象の種類原因となる自然

所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、 岐阜県古川土木事務

岐阜県告示第五百四十号

岐

岐阜県告示第百七十二号) のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項におい 第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定 (平成二十五年 て準用する同条第四項の規定により告示する。 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律

令和五年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田

用すると想定 び建築物に作 関する事項 される衝撃に 区域の表示及 原因となる自然土砂災害の発生 現象の種類

シブ草1	
高山市上岡本町8丁目	
次の図のとおり	
急傾斜地の崩壊	

所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、 省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、 岐阜県高山土木事務

岐阜県告示第五百四十一号

同条第四項の規定により告示する。 第五十七号) 第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

令和五年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田

区
域
စ
名
称
X
域
Ø
所
在
地
X
域 の
表
示
現象の種類原因となる自然

所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務

岐阜県告示第五百四十二号

同条第四項の規定により告示する。 第五十七号) 第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律

令和五年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田

X
域
の a
名
称
X
域
Ø
所
在
地
⊠
域 の
表
示
現象の種類原因となる自然

岐

第

455

所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」 は 省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、 岐阜県高山土木事務

岐阜県告示第五百四十三号

第五十七号) 第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する ので、同条第四項の規定により告示する。 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

令和五年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田

アク図り
地田する書項では、では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、ので

所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、 岐阜県高山土木事務

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三十四号

び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項の規定による選挙 第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及 の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、 てはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た 権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっ 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第七十四条第一項及び第七十五条第一項

> 乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。 数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を 数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える

令和五年十二月二十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利

幸

令和5年12月1日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数

総数の20分の1の数

ω

,629,733**人** 32,595人

超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得 て得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算 た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じ して得た数) 総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を 303,717人

岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

					_	_			
概	絽	罪	#	畑	W	副	⊁	雨	論
			禅	라	沁				业
烘	all a	湴		· #		ᆮ	茴	 m	
			≡		岡				×
라	라	라	라	라	라	라	라	라	が
									쫆
									数
39,735	55,389	29,954	62,238	86,852	89,902	71,539	144,895	334,078	数 (人)
735	389	954	238	352	902	539	395	078	
									ω
									分の1
									3分の1の数 (人)
13,245	18,463	9,985	20,746	28,951	29,968	23,847	48,299	111,360	3
5	ω	ÓΊ	6		00	7	9	0	
1									